

第15号議案参考資料

議案名

桶川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

1 提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

放課後児童支援員の資格要件に係る経過措置の期間を、5年間延長し、令和7年3月31日までとする。 (附則関係)

3 施行期日

令和2年4月1日

4 例規集

第2巻 1, 209-251ページ